

■ 取調べの可視化実現大阪本部

平成25年11月2日(土) 於 大阪弁護士会館

11月2日 可視化集会開催!

いよいよ法制化!可視化立法の行方～周防正行監督と考える取調べの可視化～

取調べの可視化実現大阪本部 事務局長 森 直也

はじめに

平成25年11月2日土曜日、大阪弁護士会において、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」(以下「特別部会」と略す)委員でもある映画監督・周防正行氏をゲストにお招きして、取調べの可視化について考える表記の市民シンポジウムが開催された。

第1部 基調報告

第1部では、まず、特別部会委員である宮崎誠弁護士から、特別部会での議論状況についてお話し頂いた。

特別部会では「取調べの録音・録画制度」の他にも、証拠開示、刑事免責、通信傍受等々、多数の論点が議論されていることなどから、可視化についての議論もなかなか進まない。その中で、本年1月29日に発表された基本構想では、取調べ録画を行うか否かを捜査官の裁量に委ねる案も出され、これに対する批判が巻き起こった。宮崎弁護士は、上記基本構想について「取調べに捜査官の恣意を許さないというのが可視化のポイントなのに、可視化するかどうかを捜査官の恣意に委ねるのでは意味がない」との問題点を端的に指摘された。そして、可視化に反対する警察、検察の熱い岩盤を突き崩すには、市民の支援がどうしても必要として、市民の皆さんのより一層の支援を訴えた。

続いて、周防監督にご登壇頂き、インタビューが行われた(インタビューは、秋田真志弁護士)。周防監督は、「それでも僕はやってない」(2007年)を制作するに当たって、日本の刑事司法、特に取調べの実態を3年に亘って取材



された。そこで日本の人質司法や密室の取調べなど、刑事司法に存する問題点を知り、驚かれたとのことだった。特に、日本の刑事裁判には「疑わしくは被告人の利益に」という原則がない!と思ったことが、映画に反映されたとのことだった。

第2部 事例報告

第2部では、それぞれ取調べに問題があった3つの事例報告がなされた。

一件目は、北九州爪ケア事件の元被告人である上田里美さん、そして弁護人であった東敦子弁護士(福岡県)をゲストにお迎えして、事件についてお聞きした。同事件は、2007年、北九州市の病院で認知症の入院患者2人の足のつめを切除してけがをさせたとして傷害罪に問われた上田さんが、一審の有罪判決後、福岡高裁において逆転無罪判決を勝ち取った事案である。この事件で上田さんは、捜査官による違法・不当な取調べにより、虚偽の自白を強要された。取調官は取調べの第一声で「ここは反省する空間、自分を貶め戒め、悔い改める場所なんだ」と言い、その後も自白強要を続けた。その結果、上田さんは取調べの最後には、「自分はこんなにひどい人なんだ、よく看護師をやっていたな」とまで思うようになったという。しかし、その後の公判では自分の言い分を貫いた。その結果、一審の有罪判決をはね返して、高裁での逆転無罪を得た。上田さんのお話は、実際に密室における取調べを経験したものでしか語り得ない迫真に満ち、聴衆に密室取調べの恐ろしさを伝えるものであった。

二件目では、大阪・ガールズバー店長殺人未遂事件の弁護人であった日高伸哉弁護士から報告がなされた。当該事件は、ガールズバーの男性店長を暴行し、死亡させたとして殺人未遂容疑で逮捕、送検された男性が、その後不起訴となった事件であるが、やはりこの事件



でも捜査官による自白強要がなされた。ただ、本件では検察官の取調べが一部録画されており、そこでは自白強要がなされなかったため、何とか男性は虚偽自白を免れ、それが不起訴に繋がったという。

いずれの事件でも、可視化がなされていれば、そもそも自白強要を行うような違法・不当な取調べはなされなかったであろう。その意味でも、可視化の必要性を強く感じる報告であった。

最後に、「東住吉放火事件」についても、再審請求人の弁護人である高坂明奈弁護士より、特別報告がなされた。同事件は現在再審についての抗告審が行われているが、そこで大阪高検は、被告人の自白内容が虚偽であることを裏付ける燃焼実験結果を打ち消そうと、独自の実験を行ったが、いずれも弁護団の実験と同じ結果となり、かえって弁護団の主張を裏付けるものとなったとの報告がなされた。虚偽自白であることが客観的証拠により明らかとなった以上、一刻も早い再審審理の開始が求められる。

第3部 徹底討論「法制審特別部会における可視化議論の行方」

最後に、第3部では、再び周防監督にご登壇頂き、同じく特別部会の幹事である小坂井久弁護士と、法制審における可視化の法制化に向けてのこれからの動きをお話し頂いた。

周防監督は、まず可視化により、捜査官も、新たな取調べというものを志向すべきと話された。また、法制審における可視化の議論については、「範囲がポイントとなってきている。ただ、例外を先に議論するのはおかしい。取調室で記録がなされるのは当たり前である

という原則を確認した上で、例外の議論をすべき」と述べられた。その他周防監督は、特別部会において、厚労省元局長事件における冤罪被害者である村木厚子さんがその場にいるにも関わらず「今までの取調べは正しかった」と発言する委員がいることに怒りを覚えた、まず、なぜ特別部会が設置されることになったのか、その原点を忘れてはならないと話された。

また小坂井弁護士からは、「特別部会の作業分科会において、裁量案はあまり議論の対象にされていない。その意味で基本構想第1案の全過程原則を前提に、例外事由を絞る議論になっていることは間違いない。ただ、例外論については、まだ広く例外を認めようとする意見も強く、ここがこれからの議論の焦点になっていく」とのことだった。無論のこと、例外を認めるとし



ても、客観的で一義的な例外でなければならないことは言うまでもない。また、小坂井弁護士は、今後例え裁判員裁判などに限定する法案になったとしても、そこから如何に全事件、また全過程に結びつけていくかが重要であることなどを話した。

最後に

周防監督は、法制審議会の場を「取調べを受けているような感じ」と例え、「**弁護人の接見で勇気づけられるように、市民の皆さんの後押しが、自分を勇気づける**」と述べられた。可視化を推し進めるという意見を持った周防監督を始めとする**委員・幹事への市民の皆さんのご支援が何より重要**であること、そのために、個々の弁護士や弁護士会も、適切な情報を提供していく必要性を強く感じた意義深いシンポジウムであった。